

会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開及び委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会議名	平成28年度高松市障害者施策推進懇談会（第1回）
開催日時	平成28年8月16日（火）午前10時～11時30分
開催場所	高松市役所 11階 114会議室
議 題	(1)知的障がい者の程度別・年齢別状況の訂正について (2)たかまつ障がい者プラン（平成27年度～29年度）の進捗状況について (3)清掃業務委託に係る障がい者の雇用促進について (4)今後のスケジュールについて
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上記理由	
出席委員	井上委員、大熊委員、鎌田委員、河崎委員、黒川委員、坂井委員、神内委員、田村委員、延本委員、藤目委員、松川委員、松村委員、森澤委員、山本委員 ※欠席 渡邊委員
傍 聴 者	1 人 （定員 5 人）
担当課及び連絡先	障がい福祉課 839-2333

会議経過及び会議結果

次のとおり会議を開会し、議題について協議した。

(1) 開 会

坂井会長が議長となり議事進行

議題 (1)知的障がい者の程度別・年齢別状況の訂正について

- ・配布資料に沿って事務局より説明
- ・質疑応答

【質疑応答・意見等内容要旨】

(A 委 員) たかまつ障がい者プラン（平成27年度～29年度）の冊子に正誤表は添付するか。

(事 務 局) 添付する。

議題 (2)たかまつ障がい者プラン（平成27年度～29年度）の進捗状況について

- ・配布資料に沿って事務局より説明
- ・質疑応答

【質疑応答・意見等内容要旨】

会議経過及び会議結果

- (B 委員) 障がい者相談員の配置についてだが、相談希望者は減少しておらず、相談自体は多いと思われる。相談員の質の向上が求められていると思われる。相談員の研修会などを実施してほしい。
- (事務局) 数値的にみると、相談件数は減少していることが現状である。引き続き、相談ができることを周知する。また、相談員の研修会については検討したい。
- (A 委員) 市の周知が不足していることが、相談希望者の減少を引き起こしているのではないかと考えられる。また、相談員の質の向上により、相談件数の増加の見込みもある。
- (C 委員) まず、障害者差別解消法について、差別的な事例は発生したのか。他市ではホームページで公開しているところもあるが、高松市はどうか。
次に、特別支援学校及び巡回相談の実施について、普通学校へ通う人が増加している。普通学校への周知が必要であるのではないだろうか。
最後に、情報意思疎通用具に関する日常生活用具の支援が遅れているように感じる。それぞれの障がいに対して給付できる用具が多様化しているのにも関わらず、市が支給できる用具は増えていない。今後見直しをすることが必要だと考える。
- (事務局) 障害者差別解消法については、広報誌、ホームページにて周知を行っており、4月1日から現時点で、8件の相談を受理している。事例の公開については、内容等を踏まえ、検討中である。
- (D 委員) 通常の学校へ進学する事例は増加しているのが現状で、今後も増加すると思われる。専門性が必要であるため、「連携訪問の実施」を活用することは大事なことであるが、年2回しか先生が訪問してくれない。利用するに当たり、煩雑な手続きと報告書があるため、先生の負担が大きく、利用しづらい状況である。毎年教育委員会から希望調査があるため、周知については問題がないと思われる。年に数回実施したいので、検討してもらいたい。
「巡回相談」については、希望者が多かったためか、年1回しか実施してもらえなかった。質の向上のため数回実施してほしい。
必要としている学校が利用しやすくなるよう改善してもらいたい。

会議経過及び会議結果

- (事務局) 教育委員会と連携し、検討していきたい。
- (A 委員) 高松市において、巡回相談は県立学校一部の先生及び市立学校の教員の中でコーディネーターである者が実施している。他市では、教育委員会内に専門性の高い教員集団を作り派遣している。各学校の負担を軽減できることから、高松市においても取り入れてほしい。
幼稚園及び保育所は、非常勤教員による巡回相談の体制が整っているが、小学校ではまだ整っていないのが現状である。
中部養護学校及び特別支援学校は、高松市からの入学者が増加傾向にある。新しい学校を設立してほしいというような声もあがっている。療育手帳の所持者数も増加していることから、今後教育委員会とも連携を図ってほしい。
障害者差別解消法の 8 件のうち、深刻な事例はあったか。
- (事務局) 深刻な事例はなかった。
- (C 委員) 経済団体等の中には、障害者差別解消法を十分に理解できていないように見受けられる。パンフレット等を渡すだけでは理解が難しいので、事例を提示することにより、理解が深まるのではないかと思う。
- (B 委員) 障害者差別解消法の中でも、一番重要なのは合理的配慮と思われる。合理的配慮というのは、個人によって異なる。合理的配慮について、市役所職員は理解できているのか。
- (事務局) 高松市では、職員対応要領を作成し、全職員に対して、研修を実施している。
- (事務局) 日常生活用具見直しについては、障害者差別解消法の合理的配慮を踏まえ、十分に相談者、事業者及び関係者等と協議し、取り入れることが可能なものについては、取り入れていきたい。
- (D 委員) 「障害児社会見学の実施」について、参加希望者が減少傾向にあることが原因としてあげられている。教育課程を変えないまま、普通高校へ進学するため、授業時間を減らすことができない状況であることも関連していると思う。
- (A 委員) 「障害児社会見学の実施」は、知的障がい児に限った事業なのか。

会議経過及び会議結果

- (事務局) 知的障がい児だけでなく、身体障がい及び精神障がい児も対象である。
- (A 委員) 準ずる教育を受けている子どもたちの場合、授業数を確保しなければならず、授業に遅れることができないのが現状である。学校と調整の上、実施することが求められる。この現状を踏まえて、見込量・目標量を設定しなければならない。
- (D 委員) 高松市の人口は約42万人であるが、就学指導の方法が、昔と変わりが無い。従来のシステムで就学指導を行うことに限界があると思う。
他市では、教育委員会と福祉が連携し、市民病院の一室で療育相談、発達検査、就学指導を実施している。中央都市だけでなく、地方においても、専門機関があり、教育機関、福祉及び医療が連携している。
高松市も大きな都市となりつつあるので、就学指導の方法等を検討すべきである。
- (E 委員) 「障害者スポーツ大会の開催」について、参加希望者が減少傾向にあるとなっている。スポーツ大会の参加者は高齢化が進み、若い人の参加が見受けられない。若い人向けの周知を進めてもらい、参加者が増加するようにしてほしい。
- (F 委員) 障害者手帳の所持者数は増加しており、特に軽度の障がい児が多く見受けられる。障がい児向けの活動があったとしても、毎年参加者が少ないのが現状である。軽度の障がいであり、進学のための授業を優先するため、障がい児向けの活動には参加しないと学校に断られることがある。
- (A 委員) 平成28年4月から7月までの大学における発達障がい等のある学生からの相談件数は、350件にも上る。潜在的に本人も進学したいという気持ちがある。社会活動については、教育課程の中で検討しなければならない。
- (G 委員) 利用者数が目標見込量を達成していない原因は様々なものが考えられるが、評価Aであるから良いと考えるのではなく、各事業の内容を踏まえて評価しなければならない。
現在、新しい事業所が増えてきている。事業所の内容はそれぞれ異なるが、重要なのは職員の資質が高いことである。職員の資質が高い事業所を利用したいと思うので、より一層職員の資質向上に努めてもらいたい。

会議経過及び会議結果

(H 委員) 障害者差別解消法の「合理的配慮」とは、負担になり過ぎない範囲でしなければならない。雇用についても、画一的に実施したから良くなるわけではない。もっと内面に目を向けることが大切であり、障がい者一人一人に向き合い、適した就業の機会を提供することが雇用の促進につながるのである。

議題(3) 清掃業務委託に係る障がい者の雇用の促進について

- ・配布資料に沿って事務局より説明
- ・質疑応答

【質疑応答・意見等内容要旨】

(A 委員) 「障がい者チャレンジ雇用事業」の就労支援員は、福祉に精通した者であるか。

(事務局) 香川県社会就労センター協議会に、福祉に精通した就労支援員を派遣してもらっている。

(A 委員) 就労が継続しない原因として、障がい者本人と就労支援員のコミュニケーションがうまく図れていないことが考えられる。コミュニケーションをとることに障がいのある人を雇用するのであるから、支援する側がコミュニケーションに配慮しなければならない。就労支援員の課題が大きいと思われる。

(事務局) 法定雇用率の引き上げにより、障がい者の一般雇用は進んでいる。昨今、就労希望の障がい者の人材不足が見受けられる。人材発掘や精神障がい者等の職場定着が大きな課題となっている。

(I 委員) 公共職業安定所において、精神障がい者の求職率が増加している。相談件数全体に対する精神障がい者の割合は、以前は1割程度であったが、現在は4割程度まで増加している。精神障がい者の雇用促進が今後重要である。また、精神障がい者は安定して毎日同じ仕事をできるとは限らない。また、A型事業所への雇用が増加している。しかし、法定雇用率について、全国的には増加しているが、香川県は2パーセントを達成していないのが現状である。就労支援員及び雇用者の支援が重要である。

会議経過及び会議結果

- (J 委員) 現在、A型事業所は数多く立ち上がっており、A型事業所に関する相談も増加している。
「防災対策の推進」について、県内の養護学校に防災に関するアンケートを実施した。今後、南海トラフ地震などの防災に対する意識はあるようであった。しかし、対象者60人のうち、「福祉避難所を聞いたことがある」と回答した人は9名で、そのうち「福祉避難所を知っている」と回答した人は3名であった。福祉避難所について知らない人が多いので、今後も周知を行う必要がある。
- (事務局) 福祉避難所について、周知が不十分であるため、今後積極的に周知を実施したい。
- (H 委員) バリアフリー化について、公的機関では実施できているが、それ以外では費用等の負担が大きいため実施できていない。障がい者ではないが、高齢者がコミュニティセンターを利用する際、スリッパを着用し、エレベーターがないため階段昇降をするが、大変危険である。一般的な理解を得られることから実施し、広く普及できるように努めなければならない。
- (A 委員) 合理的配慮は、リーズナブルでなければならない。合意形成を図ることが重要である。基礎的な施設整備については、障がい者だけでなく高齢者を対象とすることにより、より良いアイデアを得ることができる場合もある。
- (H 委員) 清掃業務委託を実施するとのことだが、具体的にどのような内容を、どこの団体に委託するのか決まっているか。障がい者を抱える団体は、それぞれ特性を持っており、得意・不得意の面がある。ワークシェアリングを実施することにより、障がい者に働きやすい環境を整備してほしい。
- (事務局) 清掃業務委託については、今年度中に実施できるよう検討している。今後どのように展開していくかは検討したい。

会議経過及び会議結果

- (K 委員) 高齢者について、病院での入院を短くし、地域で支えてもらいながら生活しようという動きがある。しかし、地域の人を受け入れようと思っても、障がいの種類が多様であるため、支援する側が障がいについて十分に理解できていない。地域の人々で障がい者を支える際に利用できるような相談窓口を設置してほしい。みんなで情報提供を行い、話し合いができる場を確保すべきである。
また、障害者施策推進懇談会についても回数を増やすべきである。
- (A 委員) 地域全体に知ってもらえるような仕組みづくりが必要である。
- (L 委員) 地域移行支援について、市で進められていることは知っているが、相談支援の数が少なく、相談1件に対する相談時間が短いことが現状である。
「相談、訪問支援の実施」は保健師が訪問指導等を実施しているのか。
- (事務局) 事務局では、訪問指導の内容について把握できていないため、担当部署へ確認の上、後日回答させていただきたい。
- (L 委員) 障がいサービスを受給していた人が65歳に到達すると、介護サービスに移行する。統合失調症の人が介護サービスに移行すると、ケアマネージャーが担当するが、通院がうまくいかないと、ヘルパーが訪問しても拒否されることがある。本来、医療が訪問すべきと考えるが、医療は本人が出向かないと診てもらえない。保健師が動いてもらえるよう取り計らってほしい。
- (M 委員) 精神障がい者の一般就労はハードルが高いが、いくつか就労継続している事例もある。事例を分析すると、就労する前から親密な支援員と小さなことでも相談できる体制が整っていることと、入院が必要となるくらい揺れるような山を辛抱強く我慢し乗り越えると継続していることが分かる。辛抱強く障がい者を支える体制が整っていると、長く就労が続くと思われる。
特別な理由がなくとも普段から支援している人が、どの程度存在するかという状態が重要である。
- (A 委員) 障がい者のアルバイト雇用をしているが、1日4時間の勤務は負担が大きくできない状況である。事業者と障がい者の間でトラブルが発生しないよう心掛けることが大切である。

会議経過及び会議結果

(N 委員) 障がい者プランの進捗状況が良好なものに関しても、内容等を見直していく必要がある。

(B 委員) 地域移行支援のヘルパー時間数の問題など、施設から出たいけれど、できない人がいる。施設から地域に移行して生活できるよう体制を整えてほしい。

(事務局) 相談員の向上や内容の見直し等を実施してまいりたい。

議題(4) 今後のスケジュールについて
・配布資料に沿って事務局より説明

意見なし